

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年2月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年2月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人高田瞽女の文化を保存・発信する会
- 3 代表者の氏名
市川 信夫
- 4 主たる事務所の所在地
上越市本町7丁目3番22号 きものの小川内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、斎藤真一画伯の上越市への寄贈作品ならびに高田瞽女の研究資料の常設展示にむけた活動を行い、高田瞽女の文化を保存・発信すること、またそれを通して上越地域のまちづくりに寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動